

「(仮称)国立市パートナーシップ制度」
の策定についての
答申書

2020（令和2）年9月
国立市男女平等推進市民委員会

はじめに

国立市男女平等推進市民委員会は、パートナーシップ制度創設に向けた「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」の改正について、令和2年（2020年）7月10日に市長より諮問を受け、5回の会議を経て検討を進めてまいりました。ここにその結果をご報告致します。

今回の諮問は、令和元年国立市議会第4回定例会において、「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例に基づきパートナーシップ制度を条例に付け加える陳情」が全会一致で採択されたことを受けたものです。短期間に凝縮された検討となりましたが、委員による熱のこもった議論に加えて、時には会議室が狭く感じるほどの傍聴があり、コロナ禍を考慮して途中で換気を行ったこともありました。本制度への市民の関心の高さが感じられ、前例や古い常識にとらわれず、多角的かつ慎重に検討する責任を重く受け止めて議論を進めました。

まず、要綱ではなく条例改正によって本制度を具体化することが議論の前提であることを最初に確認しました。事務局が先行自治体を調査したところでは、同様の制度を条例で定めている自治体と、要綱や規則で制度化している自治体があり、要綱で定めている自治体が多数派だとのことでした。しかし、委員会では今回の陳情及び諮問書において「条例改正」と明示されていることを重視し、また、条例改正であれば制度の位置付けや継続性がより明確になるという利点も考慮し、条例を改正する方針をベースとして検討を進めました。

検討に時間を割いたものの1つは、3者以上の複数の関係を、本制度におけるパートナーシップの定義に含めるかという点です。端緒である陳情は2者間の関係を想定していることをベースに、法律婚が認められていない、法律婚を選択できない2者間のパートナー関係の課題を解消するための制度、いわば「法律婚を補完する制度」か、2者間のパートナー関係に留まらず、「法律婚を超え、今までの制度にとらわれない新しい関係性をも包摂できる制度」を目指すべきか、何度も振り出しに戻りながら議論を進めました。これは非常に難しい問題で、そもそも「婚姻」とは何なのだろう、例えば、単身高齢者同士が複数で支え合って生活したり、複数の大人が共同で子育てをしたりする多様な関係性を積極的に制度の対象にしていくべきではないか等、価値観をゆさぶられる議論が続きました。パブリックコメントで「ポリアモリー（複数愛）も制度の対象にすべき」というご意見が出された一方、市議会議員からも「2者の関係に限定するならその理由は何か」という質問が提起されたことも重く受け止めました。

長きに渡る議論の結果、委員会としては、今まで長い間、差別と偏見にさらされながら勇気を持って声をあげ、ようやく社会的認知を得つつある、セクシュアル・マイノリティや事実婚の方を対象とした2者間のパートナーシップを本制度における定義とすることを提案します。しかし、これは3者以上の複数の関係性を否定するものではありません。本制度の対象をまずは2者間のパートナーシップとしてスタートし、他制度に及ぼす影響等を検証する

こと、今後、3者以上の関係を結ぶ方々の顕在化していないニーズや生きづらさ、困りごとを把握すること、多様なパートナーシップに関する市民の理解を醸成するための啓発活動を展開することを市に求めると同時に、そのために当委員会も一定の役割を果たしていきたいと考えます。

次に時間を割いたのは、市内在住者に加え、在勤・在学者を対象に含めるかという点です。事務局の調べでは、在勤・在学者をパートナーシップ制度の対象として認めている自治体はないと聞いています。委員会は、国立市が多様性を認め合う平和なまちづくりを目指していること、パートナーシップ制度を導入している自治体がまだまだ少ないこと、本制度がより多くの方々への社会的承認や困難の軽減に寄与する制度になることを考え、在勤・在学者を制度の対象にすることを提案します。

今回の条例改正において、パートナーシップ届出制度の整備と、その広報・普及啓発は両輪のような存在です。市には、本制度を市民や近隣事業者にも周知し、制度への理解と活用に向けた措置や協力を得ることを求めます。その際、アウトティング防止のための取組みが図られるよう徹底してください。

また、市は自らも事業者として、職員の福利厚生や就業に関する規則等の制度において、本制度を活用してパートナーシップを届け出た職員に対し、法律婚と同様の取扱いを目指し、事業者の手本となることを求めます。

本委員会での審議を基に制度が具現化することが、生きづらさや、解消し難い困難に直面する方々を勇気づけることを願います。しかし、それは、「困っているなら声をあげなければならない」という強要ではありません。また、法律婚を選択しない・できない方々が「本制度に基づいてパートナーシップを届け出なければならない」といった意図はかけられません。届出をしない・望まない・できないご事情がある方々にとっても、本制度が足元を照らす小さな灯りのような存在になればうれしいです。

私たちが議論を重ねた結果、パートナーシップの定義に盛り込んだ「その人権を尊重し協力し合う継続的かつ対等な」関係が、性別、性的指向、性自認に関わらず、本制度によって社会的承認を得られ、安心安全な暮らしの基礎となることを願っております。

令和2(2020)年9月17日

国立市男女平等推進市民委員会
委員長 谷川由起子

目 次

はじめに	1
目 次	3
「(仮称)国立市パートナーシップ制度」の策定について	
1. 制度の名称について	5
2. パートナーシップの定義について	6
3. 対象に事実婚を含めることについて	7
4. 対象者について	7
5. 国籍要件について	8
6. 年齢要件について	9
7. 配偶者の有無の確認について	9
8. 近親者について	10
9. 通称名の使用について	11
10. パートナーシップ受理証明の返還について	12
11. パートナーシップ受理証明の取消しについて	12
12. アウティングへの留意について	13

「(仮称) 国立市パートナーシップ制度」の策定について

1. 制度の名称について

国立市男女平等推進市民委員会（以下、「委員会」という。）では、制度の名称について以下の案とすることが適当であると考え、提案します。

(名称) 「くにたちパートナーシップ届出制度」

委員会において、パートナーシップ制度の名称を検討する過程で、パートナーシップの証明方式について検討しました。

パートナーシップ証明方式について、先行自治体では、当事者がパートナーシップの宣誓書を提出し、自治体が受理証明書を交付する「宣誓」方式が大多数を占めています。その他の例では、「登録」、「証明」、「契約」など制度の内容に合わせた証明方式が採用されています。

委員会では、できる限り婚姻と同様の取り扱いとしたいとの当事者からの意見を尊重し、「届出方式」とすることとしました。

制度の名称については、自治体名を示す「国立市」の表記方法やどのような制度かわかりやすいように「届出」という文言を加えるかについて議論し、以下の2案を候補として、パブリックコメントでの意見を基に最終的に決定することとしました。

(名称案)

①案：「国立市パートナーシップ届出制度」

②案：「くにたちパートナーシップ届出制度」

パブリックコメントの結果、②案の方が「国立市独自の制度というイメージを持ってもらえる」、「ひらがなの方が優しい感じがする」、「「こくりつ」との区別がつき、視覚的にも聴覚的にも分かりやすい」との意見がありました。再度、委員会で検討した結果、親しみやすいイメージであることや、多様性という観点から、②案を採用することとしました。

2. パートナーシップの定義について

パートナーシップの定義について、以下のとおり提案します。

**互いを人生のパートナーとし、その人権を尊重し協力し合う継続的かつ対
等な 2 者の関係**

この制度におけるパートナーシップについて検討する中で、2者間に限定するか、複数（3人以上）の関係も含めた定義とするかについては、多くの時間を割いて、様々な角度から意見を出し合い検討を行いました。

令和元年国立市議会第4回定例会において市内在住の当事者から提出された「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例に基づきパートナーシップ制度を条例に付け加える陳情」（以下、「陳情」という。）が全会一致で採択されたことを起点とし、陳情の内容を確認しながら議論を行いました。陳情者は2者間の関係を想定して要望していることを踏まえ、法律婚が認められていない、または選択できない2者間のパートナー関係の課題を解消するための制度案を構築することを重視して検討を進めました。

委員からは、現状で市民の理解を得られやすいのは2者間のパートナーシップであるという意見や、潜在的にいるかもしれない3人以上の関係も排除すべきではないとの意見が出され、パートナーシップの捉え方をどの範囲とするか、有識者委員の専門分野における状況や専門的知見などを参考に議論を交わしました。

そのような中で委員会では、複数のパートナー関係を本制度の定義に含めることについての当事者からの要望や、現状でどのような困り事が生じているかなどの対応すべき課題が顕在化していないことから、セクシュアル・マイノリティのカップルや事実婚など法律婚のできない方たちの社会的承認や課題を解消することを目指すため、まずは1対1の2者間の関係を本制度におけるパートナーシップの定義とすることとしました。

また、理念として、お互いが平等で人権を尊重し合った上で支えあうという意味から、上記の定義を提案します。

なお、委員会の検討過程において、パブリックコメントや市議会からの意見等から、2者間に限定されない、多様なパートナーシップの存在も把握できました。そのことを

踏まえて、さらに検討しましたが、前述のとおり、3者以上の関係を持つ方からの具体的な要望や課題が顕在化していない中で、理念だけでない具体的な制度を策定するにあたっては、まずは制度のスタートとして、セクシュアル・マイノリティや事実婚の方を対象とした2者間のパートナーシップを定義とすることを提案します。

ただし、3者以上の複数の関係を持つ方を排除しているということではなく、市に対しては、当事者からの意見を広く積極的に聞くことができる環境を作り、世論や社会的な情勢による要請があった場合には、新たに対応していくことを要望します。

3. 対象に事実婚を含めることについて

委員会では、同性カップルでも事実婚の方でも差別や偏見がなく、地域の中でパートナーと共に安心して暮らしていける制度とするため、以下のとおり提案します。

セクシュアル・マイノリティ及び事実婚のパートナー関係にある者（同性、異性を問わない）を対象とする

令和元年国立市議会第4回定例会において、市内在住の当事者から提出され、全会一致で採択された陳情において、セクシュアル・マイノリティだけでなく、事実婚の方も含めた制度の要望があり、委員会ではその場合のメリット等について検討しました。

検討過程において、セクシュアル・マイノリティの方と同様に、事実婚や内縁関係にある方々の、周りから理解や承認が得られないこと等による生きづらさの軽減や解消につながることで、市による公的な証明により社会的承認が得られやすくなること、また、制度に事実婚を含めることで同性だけでなく異性間も対象となり、トランスジェンダーの方も対象となることから、事実婚を含めた制度とすることを提案します。

4. 対象者について

1. どちらか一方が市内在住であること
2. どちらか一方が市内在勤、市内在学であること
3. 双方が市内へ転入予定（概ね3ヶ月以内）であること

1では、同居のみを要件とするのではなく、離れて暮らしているカップルについても対象とし、どちらか一方が国立市内在住であれば届出を提出できることとしています。これは、特に同性カップルにおいては、不動産屋で物件を探す際に、オーナー（大家）の理解が得られず、断られてしまうことから同居できないケースなど、当事者の状況を踏まえ、別居しているカップルにおいても対象に含めることとしたものです。

2については、当事者から、「市内在勤」、「市内在学」を加えてほしいとの要望があり、「在住」だけでなく、「在勤」、「在学」を含めるかの検討を行いました。現在、パートナーシップ制度を導入している自治体において、在勤、在学を対象としている例は確認できていません。しかし、当制度で国立市が目指す社会のあり様を考えると、対象者を市内在住者に限定せず、「在勤」、「在学」を含む国立市に関わる方を対象とするべきであると考えます。また、企業や事業所などの職場における休暇制度や福利厚生制度は、原則法律婚の夫婦を対象としたものが多く、事実婚や同性カップルを対象とした制度を完備している事業所は多くはありません。当事者の方が職場に対してパートナーがいることの受理証明書を提示することで、法律婚と同様の制度が利用できるようになることを願います。

3については、概ね3ヶ月以内に国立市に転入する意思のあるカップルは事前に届出を提出できることとします。提出を受けた市は、提出を受けた旨を記した書面を渡し、国立市内の物件を探す際の不動産業者等の手続きで活用していただくこととします。正式な受理証明書は、市内に転入したことが確認された後に交付します。なお、パブリックコメントでは、対象者について、「在勤」、「在学」を含めたことへの賛成の意見が多くありました。国立市が他自治体に先がけて、本制度の対象を「在勤」、「在学」まで広げ、ソーシャル・インクルージョンの理念の具現化を図ることを願います。

5. 国籍要件について

委員会では、国籍要件について、民法上の婚姻においても、外国人同士又は外国人と日本人が結婚することは可能であることから、以下のとおり提案します。

外国籍の方も対象とする

6. 年齢要件について

委員会では、年齢要件について、以下のとおり提案します。

**双方が成年（満 20 歳以上）に達していること
（民法改正により、令和 4（2022）年 4 月以降は「満 18 歳以上」とする。）**

現行の婚姻適齢年齢は、民法第 7 3 1 条により、男性 1 8 歳、女性 1 6 歳となっており、未成年の婚姻については、民法第 7 3 7 条により父母の同意があれば可能とされています。

しかしながら、当事者が未成年で同性カップルの場合、父母など家族にカミングアウトしていないことも考えられるため、委員会では、本人同士的意思で契約等の物事を決めることができる「成人」を要件とすることを提案します。

なお、民法改正により令和 4（2022）年 4 月から成人年齢が 18 歳に引き下げられることから、本制度も準じることとし、「満 18 歳以上」とします。

7. 配偶者の有無の確認について

委員会では、配偶者の有無の確認について、以下のとおり提案します。

双方に配偶者や双方以外にパートナーシップ関係にないこと

国立市のパートナーシップ制度において、その定義を 1 対 1 の 2 者の関係としたことから、届出を受ける際に、双方に配偶者がいないことと双方以外の者とパートナーシップ関係にないことを確認することは必要だと考えます。

なお、例えば DV 等の理由から離婚できない等、本人の意思に反して法律婚を解消できない事情がある方等から、別の方とのパートナーシップの届出があった場合には、相談者の立場に寄り添って丁寧に話を聴き、対応方法を一緒に検討するなどの対応を求めます。

8. 近親者について

委員会では、近親者同士の要件について、以下のとおり提案します。

1. 互いに近親者（直系血族または三親等内の傍系血族、直系姻族の関係）でないこと
2. 養子縁組をしていないこと（ただし、パートナーシップ関係に基づく養子縁組は除く）

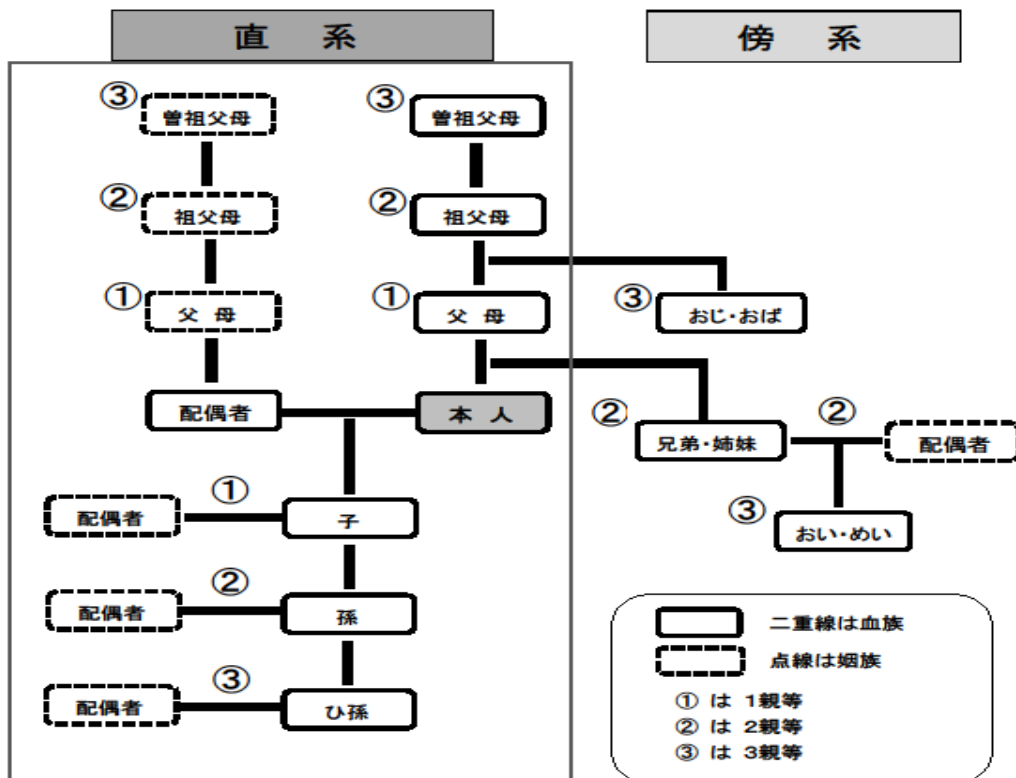
現行の婚姻制度において、民法第734条（直系血族または三親等内の傍系血族）と民法第735条（直系姻族）に規定する近親者は婚姻できない関係です。また、民法第736条（養親子等の中の婚姻の禁止）により、養子縁組をしている場合は婚姻が禁止されています。

委員会における検討過程では、民法上の婚姻要件にならわなくても良いのではないかという意見もありましたが、近親者のパートナー関係には権力関係がある可能性があり、虐待やDVなどの問題につながりかねないことから、「互いに近親者でないこと」、「養子縁組をしていないこと」とします。ただし、現状、法律婚のできない同性カップルの中には、相続等の法的なメリットを確保するため、選択可能な方法として養子縁組をしている場合があるため、当事者がパートナーシップ関係に基づく養子縁組をしている場合は、パートナーシップ制度により社会的認知を補完するという目的で認めることが適当と考えます。

なお、近親者の関係にあっても、届出を希望する方については、その事情を聴くなどの丁寧な対応を求めます。

(近親者)

三親等の範囲



9. 通称名の使用について

委員会では、通称名の使用について、以下のとおり提案します。

通称名の使用を可とする

戸籍上の氏名以外に、社会生活上、日常的に通称名を使用している場合には、通称名を使用できるものとします。なお、通称名については、郵送物や社会活動等で日常的に使用していることを確認した上で、受理証明書に戸籍上の氏名に加えて、通称名を記載することを提案します。

10. パートナーシップ受理証明の返還について

パートナーシップ受理証明の返還の必要な場合について、以下のとおり提案します。

- 1. パートナーシップを解消したとき
(返還は受理証明カードのみ)**
- 2. 「取消し」の規定に該当したとき**

様々な事情によりパートナーシップを解消することが考えられることから、返還の規定を設けることを提案します。ただし、返還は、当事者の意思によってパートナーシップが解消された場合とし、本人の希望に基づき発行した「受理証明カード」のみの返還を求めるものとします。また、当事者の一方が死亡した場合、市外に転出した場合に受理証明の返還を求めるかどうかについても検討しましたが、葬儀やその他手続き等において証明書を利用する場合も考えられることから、返還を求めないこととします。

また、受理証明の「取消し」に該当する場合にも、返還を求めることを提案します。

11. パートナーシップ受理証明の取消しについて

パートナーシップ受理証明の取消しについて、以下のとおり提案します。

〈取消しする場合〉

- 1. 虚偽その他の不正な方法により、受理証明書の交付を受けたとき**
 - 2. 受理証明書等を改ざん、または不正に使用したとき**
- ※取消しを行った場合には、市ホームページに受理証明書の番号を公表する。(氏名等の個人情報は公表しない)**

委員会では、パートナーシップ制度の信頼性に関わることから、虚偽や不正な方法による受理証明書の交付や、証明書等の改ざんや不正使用を行った場合には、証明書を取消すことを提案します。なお、取消しを行った場合には、市のホームページに受理証明書の番号を公表し、効力が生じていないことを発信することとします。ただし、その際、氏名等の個人情報の公表は行いません。

12. アウティングへの留意について

アウティングとは、性的指向・性自認等を第三者が本人の意思に反して公表する行為を言います。これは、「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」第8条第2項で規定しており、国立市における多様な性の施策の基本的かつ重要な考え方として位置付けられています。パートナーシップ制度は、対象者が自らの意思で届出をすることから、自身の性的指向や性自認、事実婚であることを公にして構わないという意思として周囲に受け取られることがあります。しかしながら、当事者はあくまでも制度を利用するために公表しているのであり、全ての人にカミングアウトをしているわけではないことに留意することが必要です。このことは、本制度の担当窓口となる部署や受理証明書の提示を受けた部署、市内の事業者が理解する必要があります。

なお、本制度に関し、市の担当窓口の職員や受理証明カードの提示を受けた窓口の職員、事業者（教育機関を含む）の社員等は、上司や同僚等に報告し、情報を共有する必要があります。その際には、カードを提示した本人にどの範囲まで情報を伝えて良いか、意思を確認することが必要です。アウティングを防止する上での留意点を以下に示します。

〈アウティングへの留意点〉

1. 届出の手続きや受理証明書の交付の際には、本人の意思を確認し、個室対応等のプライバシーへの配慮を行うこと。
2. 市は事業者に対して、制度の周知と共にアウティングに関する理解を十分に啓発すること。
3. 携帯用の受理証明カードには、アウティングへの留意に関する文言を記載し、事業者に提示できるようにすること。
4. 届出を受けた市職員や受理証明カードの提示を受けた職員（社員）は、他者と情報を共有する必要がある場合には、その範囲や方法等について、事前に本人の意思を十分に確認すること。

資 料

資料 1	諮問書（公印なし）	16
資料 2	国立市男女平等推進市民委員会委員名簿	17
資料 3	国立市男女平等推進市民委員会開催経過	18
資料 4	国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例	19
資料 5	国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例施行規則	23

資料 1 諮問書（公印なし）



国政市発第 29 号
令和 2 年 7 月 10 日

国立市男女平等推進市民委員会
委員長 様

国立市長 永見 理夫

諮 問 書

国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例第 17 条に基づき、下記事項について、貴委員会のご意見を伺いたく、諮問いたします。

記

1. 諮問事項

パートナーシップ制度創設に向けた「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」の改正について

2. 諮問理由

国立市では、令和元年国立市議会第 4 回定例会において「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例に基づきパートナーシップ制度を条例に付け加える陳情」が採択されたことを受け、パートナーシップの早期創設を目指しております。

同性・事実婚カップルを対象とした、パートナーシップ制度創設に向けて「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」の改正について、貴委員会のご意見を伺うものです。

以 上

資料 2 国立市男女平等推進市民委員会委員名簿

平成 30(2018)年 11 月 1 日現在

国立市男女平等推進市民委員会委員名簿

〔任期：平成 30(2018)年 11 月 1 日～令和 2(2020)年 10 月 31 日〕

役職	氏名	区分・所属等
副委員長	いけだ きさき 池田 希咲	公募市民
	えんどう よしこ 遠藤 良子	学識経験者 (特定非営利活動法人くにたち夢ファーム理事)
	おおた みゆき 太田 美幸	学識経験者 (一橋大学教授)
	しだ みほ 至田 美帆	公募市民
委員長	たにがわ ゆきこ 谷川 由起子	学識経験者 (特定非営利活動法人こども福祉研究所事務局長)
	ふるはた まさゆき 古旗 真幸	公募市民
	ほんだ たかこ 本田 貴子	公募市民
	みやはら じゅんじ 宮原 淳二	学識経験者 (株式会社東レ経営研究所部長)
	むとう みのり 武藤 美乃里	公募市民
	やました としまさ 山下 敏雅	学識経験者 (永野・山下法律事務所弁護士)

(50 音順、敬称略)

資料3 国立市男女平等推進市民委員会開催経過

回	日程	場所	主な内容
第1回	令和2年(2020年) 7月10日(金)	くにたち市民 総合体育館 第1・2会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問事項の送付 ・論点整理及び意見交換
第2回	令和2年(2020年) 7月21日(火)	市役所北庁舎 第7会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・論点整理及び意見交換
第3回	令和2年(2020年) 8月4日(火)	市役所北庁舎 第7会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・論点整理及び意見交換 ・パブリックコメントについて
パブリック コメント	令和2年(2020年) 8月7日(金) ～8月27日(木)	市ホームページ、市役所、公民館、中央図書館、北市民プラザ、南市民プラザ、駅前プラザにてパートナーシップ制度(素案)の閲覧及び意見募集	
第4回	令和2年(2020年) 8月28日(金)	市役所北庁舎 第7会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント結果及び意見交換 ・制度全般について
第5回	令和2年(2020年) 9月9日(水)	市役所北庁舎 第7会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・制度のまとめについて

資料 4

国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例

(平成 29 年 12 月 28 日条例第 36 号)

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条—第 8 条)

第 2 章 基本的施策 (第 9 条—第 16 条)

第 3 章 推進体制 (第 17 条・第 18 条)

第 4 章 雑則 (第 19 条)

付則 我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准し、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）を制定するなど、男女平等の実現に向けて、国際社会と連動しながら様々な取組がなされてきた。

本市においては、昭和 60 年に婦人問題に関する初の計画となる「国立市婦人問題行動計画」を策定し、その後、名称を「国立市男女平等推進計画」へと変更し、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に進めてきた。さらに、まちづくりの基本理念として「人間を大切にする」を掲げ、全ての人を孤立や排除から援護し、社会の一員として包み支え合う地域社会の実現を目指している。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会慣行、性別を理由とした人権侵害や暴力は今なお根強く存在しており、女性と男性の間の格差解消に至るには多くの課題が存在している。また、性的指向や性自認等を理由とする差別や偏見等の課題もあり、より一層の取組が必要とされている。

よって、全ての人が性別の壁を越えて、互いの人権を尊重し合い、あらゆる分野において個性と能力を十分に発揮し、自分らしく生きることができるとともに、市、市民、教育関係者及び事業者等が一体となって男女平等参画社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女平等参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、教育関係者及び事業者等の責務を明らかにし、並びに市の施策の基本的事項等を定めることにより、市の男女平等参画に係る施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって全ての人が、性別等を理由とした人権侵害や暴力を受けることなく、その個性と能力を十分に発揮して自分らしく生きることができるとともに、社会を実現することを目的とする。

(用語の意味)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 男女平等参画 全ての人が、性別、性的指向、性自認等にかかわらず個人として尊重され、その個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野における活動に参画することをいう。

(2) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者その他市内で活動をする者をいう。

(3) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育その他のあらゆる教育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。

(4) 事業者等 営利又は非営利にかかわらず、市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(5) 性的指向 異性を対象とする異性愛、同性を対象とする同性愛、男女両方を対象とする両性愛、いずれも対象としない無性愛等の人の恋愛や性愛がどのような性を対象とするかを示す概念をいう。

(6) 性自認 自分が女性又は男性であるか、その中間であるか、そのどちらでもないか、流動的であるか等の自らの性に対する自己認識をいう。

- (7) 複合差別 性別に起因した困難を抱えていることに加えて、しょうがいがあること、外国にルーツを持っていること等、複合的な困難を抱えている状況に置かれることにより生じる差別をいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス等 配偶者、交際相手、パートナー等の親密な関係にある者又は親密な関係にあった者からの身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力及び特定の人に対して行うつきまとい行為をいう。
- (9) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動等によって、相手や周囲の者に不快感若しくは不利益を与えること又は相手の就労環境その他の生活環境を害することをいう。
- (10) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会について、性別による格差が生じているとみられる場合に、格差是正のために必要な範囲において、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (11) エンパワーメント その人の本来持つ力を発揮できるように支援し、環境を整えること、又は個人として若しくは社会集団としてあらゆる段階の経済、政治その他の分野における意思決定の場に参画できるようにすることをいう。

(基本理念)

第 3 条 市、市民、教育関係者及び事業者等は、次に掲げる事項を基本理念として、男女平等参画を推進する。

- (1) 性別、性的指向、性自認等による差別的取扱いや暴力を根絶し、全ての人、個人として尊重されること。
- (2) 性的指向、性自認等に関する公表の自由が個人の権利として保障されること。
- (3) 全ての人、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく、その個性と能力を発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- (4) 全ての人、性別にかかわらず、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。
- (5) 学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の場において、生涯を通じた男女平等参画意識の形成に向けた取組が行われること。
- (6) 全ての人、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活、職場及び地域における活動の調和の取れた生活を営むことができること。
- (7) 全ての人、妊娠、出産等の性と生殖に関する健康と権利を認め合い、生涯にわたって自分らしい生き方を選択できること。
- (8) 性別による差別的取扱い及び複合差別を理由として、困難な状況に置かれている人を支援するための取組が行われること。
- (9) 国際社会及び国内における男女平等参画に係る取組を積極的に理解すること。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に規定する基本理念（以下単に「基本理念」という。）に基づき、男女平等参画社会を実現するための施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な措置を講じなければならない。

2 市は、男女平等参画を推進するに当たり、市民、教育関係者、事業者等、国及び他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、及び協力しなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念に基づき、男女平等参画について理解を深めるとともに、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野の活動において、男女平等参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力し、共に実現するよう努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第 6 条 教育関係者は、男女平等参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、基本理念に基づいた教育を行うよう努めるものとする。

2 教育関係者は、市が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力し、共に実現するよう努

めるものとする。

(事業者等の責務)

第7条 事業者等は、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たり、積極的に男女平等参画の推進に努めるとともに、全ての人が家庭、地域及び職場における活動の調和の取れた生活を営むことができるよう環境の整備に努めるものとする。

2 事業者等は、市が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力し、共に実現するよう努めるものとする。

(禁止事項等)

第8条 何人も、ドメスティック・バイオレンス等、セクシュアル・ハラスメント、性的指向、性自認等を含む性別を起因とする差別その他性別に起因するいかなる人権侵害も行ってはならない。

2 何人も、性的指向、性自認等の公表に関して、いかなる場合も、強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。

3 何人も、情報の発信及び流通に当たっては、性別に起因する人権侵害に当たる表現又は固定的な役割分担の意識を助長し、是認させる表現を用いないよう十分に配慮しなければならない。

第2章 基本的施策

(計画の策定)

第9条 市は、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「推進計画」という。)を策定し、これを公表するものとする。

2 市は、推進計画の策定に当たっては、あらかじめ第17条に規定する国立市男女平等推進市民委員会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、原則として毎年1回、推進計画に基づく男女平等参画に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(広報啓発及び調査研究)

第10条 市は、市民、教育関係者及び事業者等に対して、男女平等参画について理解を深めるために必要な広報及び啓発を行うものとする。

2 市は、男女平等参画の推進に関して必要な調査研究並びに情報の収集及び提供を行うものとする。

(積極的改善措置)

第11条 市は、性別による固定的な役割分担の意識があると認める場合又は性別を起因とする理由により参画する機会に不均衡があると認める場合にあつては、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(家庭生活と社会活動の調和)

第12条 市は、全ての人が性別にかかわらず、家事、育児、介護等の家庭生活における活動と職場、地域、学校等における活動の調和の取れた生活を営むことができるよう、必要な支援を行うものとする。

(女性のエンパワーメント)

第13条 市は、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利を保障し、あらゆる参画の機会において、女性個人が持つ力を十分に発揮できるよう、女性のエンパワーメントのために必要な支援を行うものとする。

(活動及び教育における支援)

第14条 市は、男女平等参画の推進に関する取組を行う市民及び事業者等に対し、必要な支援を行うものとする。

2 市は、学校教育、社会教育その他の生涯を通じたあらゆる教育の場において、男女平等参画社会を支える意識の形成を図るために必要な支援を行うものとする。

(防災施策における推進)

第15条 市は、防災、災害対応、復興その他の災害に関するあらゆる局面において、男女平等参画の視点を取り入れた施策の推進及び被災者支援を行うよう努めるものとする。

(拠点施設の整備)

第16条 市は、男女平等参画の推進を図るための拠点施設を整備するものとする。

第3章 推進体制

(推進委員会)

第17条 男女平等参画を推進するため、市長の附属機関として、国立市男女平等推進市民委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

(1) 市における男女平等参画の推進に関すること。

(2) 推進計画の進捗状況に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女平等参画を推進する施策に関し市長が必要と認める事項

3 委員会は、男女平等参画の推進に関し、必要と認める事項について調査及び研究を行い、市長に意見を述べることができる。

4 委員会は、市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(苦情又は相談への対応)

第18条 市民、教育関係者及び事業者等は、市が実施する男女平等参画に関する施策に係る苦情又は相談があるときは、その旨を市に申し出ることができる。

2 市は、前項の規定による苦情又は相談の申出について、必要に応じて委員会の意見を聴いて、適切な措置を講ずるものとする。

3 市は、第1項の規定による苦情又は相談の申出に対し、当該苦情を申し出た者に係る情報を保護するとともに、公平かつ適切に対応するものとする。

第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(国立市男女平等推進市民委員会条例の廃止)

2 国立市男女平等推進市民委員会条例(昭和61年3月国立市条例第1号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定により策定されている国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画については、第9条第1項に規定する推進計画とみなす。

4 この条例の施行の際、現に第2項の規定による廃止前の国立市男女平等推進市民委員会条例(以下この項において「旧条例」という。)第3条の規定により国立市男女平等推進市民委員会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日に、第17条第4項の規定により委員会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、同日における、旧条例第4条に規定する国立市男女平等推進市民委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

資料 5

国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例施行規則

(平成 30 年 3 月 30 日規則第 20 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例（平成 29 年 12 月国立市条例第 36 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の組織)

第 2 条 条例第 17 条第 1 項に規定する国立市男女平等推進市民委員会（以下「委員会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 5 人以内

(2) 市民 5 人以内

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員会の庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、政策経営部市長室において処理する。

(苦情等の申出)

第 6 条 条例第 18 条第 1 項の規定による苦情又は相談（以下「苦情等」という。）の申出をしようとする者は、市長に対して、苦情等申出書（第 1 号様式）を提出して行うものとする。

2 市長は、苦情等の処理を行ったときは、その結果を苦情等処理結果通知書（第 2 号様式）により当該苦情等の申出を行った者に対して速やかに通知するものとする。

付 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

様式（省略）

